

## ② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

申告書作成後、  
押印します。

確定申告書には、毎回、マイ  
ナンバー(個人番号)を記入す  
る必要があります。

申告書B第一表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

収入金額等 所得金額

収入金額等	所得金額
① 雑(公的年金等) 2499600	⑦ 雑 1299600
⑩ 社会保険料控除 34500	⑨ 合計 1299600
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	
⑫ 生命保険料控除	
⑬ 地震保険料控除	
⑭ 寡婦・寡夫控除	
⑮ 勤労学生・障害者控除	
⑯ 配偶者特別控除 380000	
⑰ 扶養控除	
⑱ 基礎控除 380000	
⑲から⑳までの計 794500	
㉑ 雑損控除	
㉒ 医療費控除	
㉓ 寄附金控除	
㉔ 合計 794500	

所得から差し引かれる金額

⑩ 社会保険料控除 (34,500)

⑯ 配偶者特別控除 (380,000)

⑱ 基礎控除 (380,000)

⑲から⑳までの計 (794,500)

⑨ 合計 (1,299,600)

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(0□に「1」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

### 収入金額等 所得金額

#### 公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「⑩雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額」の「⑦雑」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、63ページの「2 公的年金等の雑所得の金額の計算表」で求めることができます。

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。  
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

## ③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページも併せてご覧ください。

### 申告書B第二表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
雑	2,499,600	67,646
合計	2,499,600	67,646

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
源泉徴収票の(の)外	34,500		
合計	34,500		

第一表⑩欄へ(20ページ)

第一表⑯欄へ(23ページ)

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

- 所得から差し引かれる金額に関する事項  
あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

#### ⑩ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金(これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑩社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

### 合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨「合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額(申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

## ④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

事例3

事例3

### 5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。  
住所、氏名などを書いてください。  
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」1面の⑤欄の金額は△を付けて「申告書第三表」⑥⑤欄に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA0037

住所 C市△△町3-16-4  
氏名 カナザワ ジョウ 金沢 二郎

収入金額	所得金額
短期譲渡 一般分 ②	700,000
長期譲渡 一般分 ③	5,700,000
短期譲渡 経減分 ④	
長期譲渡 経減分 ⑤	200,000
短期譲渡 特定分 ⑥	
長期譲渡 特定分 ⑦	
短期譲渡 一般株式等の譲渡 ⑧	
長期譲渡 一般株式等の譲渡 ⑨	△1,557,000
短期譲渡 上場株式等の譲渡 ⑩	
長期譲渡 上場株式等の譲渡 ⑪	
短期譲渡 先物取引 ⑫	
長期譲渡 山林 ⑬	
短期譲渡 退職 ⑭	
長期譲渡 一般分 ⑮	
短期譲渡 経減分 ⑯	
長期譲渡 経減分 ⑰	
短期譲渡 特定分 ⑱	
長期譲渡 特定分 ⑲	
短期譲渡 一般株式等の譲渡 ⑳	
長期譲渡 一般株式等の譲渡 ㉑	
短期譲渡 上場株式等の譲渡 ㉒	
長期譲渡 上場株式等の譲渡 ㉓	
短期譲渡 先物取引 ㉔	
長期譲渡 山林 ㉕	
短期譲渡 退職 ㉖	
長期譲渡 一般分 ㉗	
短期譲渡 経減分 ㉘	
長期譲渡 経減分 ㉙	
短期譲渡 特定分 ㉚	
長期譲渡 特定分 ㉛	
短期譲渡 一般株式等の譲渡 ㉜	
長期譲渡 一般株式等の譲渡 ㉝	
短期譲渡 上場株式等の譲渡 ㉞	
長期譲渡 上場株式等の譲渡 ㉟	
短期譲渡 先物取引 ㊱	
長期譲渡 山林 ㊲	
短期譲渡 退職 ㊳	
長期譲渡 一般分 ㊴	
短期譲渡 経減分 ㊵	
長期譲渡 経減分 ㊶	
短期譲渡 特定分 ㊷	
長期譲渡 特定分 ㊸	
短期譲渡 一般株式等の譲渡 ㊹	
長期譲渡 一般株式等の譲渡 ㊺	
短期譲渡 上場株式等の譲渡 ㊻	
長期譲渡 上場株式等の譲渡 ㊼	
短期譲渡 先物取引 ㊽	
長期譲渡 山林 ㊾	
短期譲渡 退職 ㊿	
長期譲渡 一般分 ㊿	

確定申告書付表(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)	1,557,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

1 所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	700,000	5,700,000
その他の収入 ②		
小計(①+②) ③	700,000	5,700,000
取得費(取得価額) ④	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
小計(④から⑥までの計) ⑥		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) △を付けないで書いてください。 ⑦	500,000	7,257,000
差引金額(③-⑦-⑧) ⑧	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (※3が赤字の場合は0と書いてください) ⑨	200,000	△1,557,000
所得金額(⑧-⑨) ⑩		
本年分差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑪		
繰越控除後の所得金額(※4) (⑩-⑪) ⑫	200,000	

確定申告書付表(2面上部)

本年分の3年前分平均(令和)	0
本年分の2年前分平均(令和)	0
本年分平均(令和)	0
本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(額)	0
本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑩+⑪)	1,557,000

【参考】純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表(分離課税用)」に代えて「申告書第四表(損失申告用)」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

### 6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

総合課税の合計額(申告書第一表の⑨)	1,299,600
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の⑩)	794,500
課税される所得金額	505,000
⑨欄の金額 - ⑩欄の金額 = Aとして	
Aの金額が黒字の場合	
Aの金額が赤字の場合	

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑨ 対応分 ⑦⑧	25250
⑩ 対応分 ⑦⑧	
⑪ 対応分 ⑦⑧	
⑫ 対応分 ⑦⑧	30000
⑬ 対応分 ⑦⑧	
⑭ 対応分 ⑦⑧	
⑮ 対応分 ⑦⑧	
⑯ 対応分 ⑦⑧	
⑰ 対応分 ⑦⑧	
⑱から㉑までの合計	55250

「課税される所得金額」の計算  
⑨欄の金額 - ⑩欄の金額 = Aとして  
Aの金額が黒字の場合  
Aの金額を⑰欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。次に⑱欄から㉑欄までの金額を、対応する⑲欄から㉑欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合  
引ききれなかったAの金額については、原則として、⑱欄から㉑欄までの金額から順次差し引いてください。次に差し引いた残りの金額を、対応する⑲欄から㉑欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑩欄の金額(794,500円)が⑨欄の金額(1,299,600円)から引ききれているため、その残額である505,000円(1,000円未満切捨て)を⑰欄に書き、⑱欄の金額は、⑲欄に書きます。

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます(10ページ参照)。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑰欄) × 所得税の税率 = 分離課税の所得金額に対する税額  
【一般株式等】 200,000円 × 0.15 = 30,000円(⑳欄に書きます)。

### 7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

課税される所得金額(⑨-⑩)又は第三表上の⑰に対する税額又は第三表の⑱	55250
配偶者控除	00
特定増改修等区住宅借入金等特別控除	00
政党等寄附金等特別控除	
青色申告特別控除	55250
災害減免額	
復興特別所得税額(※2×1%)	55250
所得税及び復興特別所得税の額(⑳+㉑)	1160
外国税額控除	
源泉徴収税額	67646
申告納税額(㉒-㉓-㉔)	△11236
予定納税額(第1期分・第2期分)	
第3期分納める税金の税額(㉕-㉖)	00
課税される税金	△11236
配偶者の合計所得金額	
専従者給与(控除)額の合計額	
青色申告特別控除額	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	67646

④⑨ 配偶者の合計所得金額  
「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

⑤② 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額  
「源泉徴収税額」(④④の金額)に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を⑤②欄に書いてください。

添付書類  
この事例の場合、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2を参照してください。

事例3

転記します。